

三田市生活困窮者子どもの学習・生活支援事業実施要領

1 目的

この要領は、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者子どもの学習・生活支援事業（以下「本事業」という。）の実施方法その他必要事項を定め、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることを防ぎ、自立を促進することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、三田市（以下「市」という。）とする。ただし、本事業の全部又は一部について、市が適正に実施できると認める法人（以下「法人」という。）に委託して実施することができる。

3 対象者

本事業の対象者は、市内に住所を有する中学2年生及び中学3年生のうち、次の各号のいずれかに該当する者並びにその保護者とし、かつ利用申込時において経済的に困窮しているものとする。なお、定員に余裕があるときは、中学1年生も対象とすることができる。

- (1) 生活保護世帯の生徒
- (2) 子どもの養育環境に課題がある住民税非課税世帯の生徒
- (3) 自立相談支援機関（三田市権利擁護・成年後見支援センター）における生活困窮者自立相談支援を受けている住民税非課税世帯の生徒
- (4) 前号に準ずる者として市が適当と認めるもの

4 事業内容

本事業は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 学校の勉強の復習など基礎学力の確保、学習意欲の向上及び学習習慣の定着に向けた支援
- (2) 高等学校受験のための指導、相談、情報提供等
- (3) 利用者（9で利用の決定を受けた生徒。以下同じ。）を対象にした学習並びに学校生活及び日常生活に係る相談、情報提供等
- (4) 利用者の保護者を対象とした子どもの養育・学習に係る相談、情報提供等
- (5) その他本事業の目的達成に資する事項

5 実施方法

- (1) 本事業は、原則として、市長が適当と認めた施設において、利用者又はその保護者を集合させて実施する。
- (2) 前項の方法によりがたい場合は、オンラインにより実施することができる。

6 配置職員

本事業の実施にあたり、支援を担当する指導員を置くものとする（常勤・専従であるかは問わない。また、市並びに利用者及び保護者との連絡調整並びに指導員の統括を行う常勤の責任者を置くものとする（常駐・専従であるかは問わない）。

7 費用負担

- (1) 本事業における授業料及び授業で使用するテキスト、問題集、プリント類、学力テストについては無料とし、文具及び参考書の購入は利用者世帯の自己負担とする。
- (2) 通学は自力で行うものとし、その費用は利用者世帯の自己負担とする。ただし、生活保護世帯の生徒が通学に要した電車・バス代については、その申請により生活保護費として支給することを認めるものとする。

8 利用申込み

本事業の利用を希望する生徒の保護者は、子どもの学習・生活支援事業に係る利用申込書（様式1。以下「利用申込書」という。）を必要となる添付書類とともに提出しなければならない。

9 利用の決定

- (1) 市は、利用申込書の提出を受けたときは、3で規定する対象者に該当するか審査を行い、利用の可否を決定する。
- (2) 利用希望者が定員を超過する場合は、生活保護世帯の生徒を優先し、次に家庭環境等の事情を考慮して決定する。
- (3) 市が利用を認める場合は、子どもの学習・生活支援事業に係る支援承認通知書（様式2）により、利用を認めない場合は、子どもの学習・生活支援事業に係る支援不承認通知書（様式3）により、利用申込者あてに通知する。

10 利用の辞退

本事業の利用者で、3の規定に該当しなくなったとき又は利用の意志がなくなったときは、当該利用者の保護者は子どもの学習・生活支援事業に係る利用辞退申出書（様式4。以下「辞退申出書」という。）を速やかに市に提出しなければならない。

11 利用の中止又は取消し

市は、次の各号のいずれかに該当する状況となった場合は、利用を中止又は取り消すことができるものとし、子どもの学習・生活支援事業に係る利用中止通知書（様式5）により通知する。

- (1) 市が辞退申出書を受理したとき
- (2) 利用者又はその保護者が、利用に関し市又は法人の指導に従わないとき
- (3) 偽り又は不正な手段により、本事業の利用の決定を受けたとき
- (4) 本事業にかかる市の予算が削減されたとき
- (5) その他市が本事業の利用継続が困難と判断したとき

12 利用の終了

- (1) 本事業の利用は、各年度末に終了するものとする。
- (2) 中学1年及び2年の利用者で次年度も本事業の利用を希望する場合は、所定の期間内に市に対して改めて利用申込書を提出しなければならない。

13 補則

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行日前に、利用の決定を受けた利用者は、なお従前の例による。